アメリカ

フルタイム労働者の週あ たり賃金が一・四%上昇

で減少した。 引き上げられ、失業率は四二州 まっている。一方、州別の最低 年比一・四%増だった。男性は 賃金額は一○州で一月一日から 性は○・六%増にとどまってい 三・八%増だったのに対し、女 者の週あたり賃金の中間値は前 に対して女性が七九・一にとど る。賃金額の比率は男性一〇〇 二〇一二年のフルタイム労動

男女の賃金格差が拡大傾向に

て一・四%増となった。 金の中間値は七七五ドルで、対 前年同期の七六四ドルとくらべ れば、フルタイム労動者の二〇 一二年第4四半期の週あたり賃 労働省労働統計局の発表によ

年第4四半期が八七五ドル、対 年同期の六八八ドルとくらべて て三・八%増と大きく伸びてい 前年同期の八四三ドルとくらべ それに対して、男性は二○一二 ○・六%増にとどまっている。 第4四半期が六九二ドル、対前 相が異なる。女性は二〇一二年 この数字は男女別にみると様

男女の伸び率の差をみると、

した。 ことになる。女性の賃金は男性 降でもっとも大きな差が開いた 男性が女性の六・三三倍となっ となり二・六ポイント差が拡大 を一〇〇とすると前年同期が八 ている。これは、一九九九年以 一二年第4四半期には七九・一 ・六であったのに対し、二〇

いることが明らかになった。 実額での比較でも優位に立って ら五四歳が八○七ドル、一六歳 中間値が八八七ドル、二五歳か の傾向は伸び率だけでなく、五 齢階層の伸び率を上回った。こ の賃金伸び率はそれより低い年 るなど五五歳以上の高齢労働者 歳から二四歳が二・七%増とな 年同期比で三・〇%増、二五歳 から二四歳が四五九ドルであり 五歳以上の第4四半期の賃金の から五四歳が一・九%増、一六 この調査は六万世帯を対象に

金、割増賃金等について聞いて および日給労動者に週あたり賃 を問わず、一六歳以上の時間給 毎月実施しているもので、官民

一〇州で最低賃金額を引き上げ

最低賃金額は時給七・二五ドル 州で続いている。連邦レベルの く、最低賃金額の引き上げが各 週あたり賃金の上昇だけでな

年齢別では五五歳以上が対前 シントンの一〇州が連邦最低賃 タナ、オハイオ、オレゴン、ロー 下回る場合でも上回る場合でも き上げた。八五万五〇〇〇人の 金を上回る額に一月一日より引 ドアイランド、バーモント、ワ ド、フロリダ、ミズーリ、モン 独自に最低賃金額を設定できる。 そのうち、アリゾナ、コロラ 州は独自にその額よりも

ら改訂がなく、時給九・八○ド ビア特別区となった。 ルへ引き上げる審議が連邦議会 回るのは一九州に加えてコロン これにより連邦最低賃金を上 連邦最低賃金は二〇〇九年か

四二州で失業率が低下

で継続中となっている。

四四州で非農業就業人口が増加 二年の失業率が低下した。また、 労働統計局によれば、四二州お 業率の低下もみられる。労働省 よびコロンビア特別区で二○一 賃金面の改善だけでなく、失

で六一万人となった。 五九〇〇人、ニューヨーク州の 一二万三六〇〇人であり、 人、カリフォルニア州の二三万 もっとも就業者数が増えたの テキサス州の二六万八〇〇

失業率が低下した。

参考資料

The Large States Added 610,000 Jobs In Men's Weekly Earnings Grew Six Times 0 States Hiked Minimum Wages Jan. 1 States, Daily Labor Report, Jan. 18 2012, as Unemployment Fell in 42 Says, Daily Labor Report, Ja.18 Faster Than Women's in 2012, BLS By 10-35 Cents; 855,000 Workers

国際研究部 山崎

改定幅を一%に固定する。 低賃 式を停止し、二〇一五年度まで 的年金を除く大半の給付につい 障がい者向けの一部の給付や公 制を盛り込んだ「給付改定法案 労年齢層向け給付の改定額の抑 ○%の世帯が影響を受けると予 金の就労世帯を含め、国内の三 て従来の物価連動による改定方 が、一月に庶民院を通過した。 歳出削減策の一環として、

おり、テキサス、オクラホマ、 失業率の低下も各州で続いて

シントンの各州では、一・三% カリフォルニア、オレゴン、ワ ルイジアナなどの西南中部地域 から六・○%の範囲でそれぞれ

Affected, Daily Labor Report, Jan.11

ドルから五一〇ドルの見通し。

労動者が影響を受けるという。

上昇する賃金額は年間で一九〇

政府が新たな給付削減案

測されている。

物価による給付額の改定を停止

結・削減などを実施している。 ンド(2)を削減するため、一部 減策が検討されていた(3)。 の給付制度の廃止や改定額の凍 の間に社会保障予算一八〇億ポ は既に、二〇一〇~二〇一五年 政状況報告において財務相が示 財政状況が改善せず、追加の削 しかし、景気低迷の影響などで した方針を受けたものだ。政府 法案(1)は、昨年一二月の財

改定は過去に例がないという。 の改定もこれに倣うべきだと述 部門の基本給の上昇率は既に 改正により上昇率の低い消費者 不公正であると主張。また公共 均給与の倍 (一〇%) に相当し、 去五年間の給付額の上昇率は平 財務相は制度改正にあたり、過 た。物価に連動しない給付額の 物価指数(CPI)に変更され していたが、二〇一一年の制度 数(RPI)上昇率を基に決定 月までの一二カ月の卸売物価指 一%に抑制されており、給付額 従来、給付額の改定は前年九

額控除)の親向け加算部分、法 度である求職者手当、雇用・生 定疾病手当、法定出産手当 除(就労税額控除および児童税 算部分、低所得層向けの税額控 うち就労活動グループ向けの加 のほか、雇用・生活補助手当の 活補助手当、住宅給付の基本額 対象となるのは、主要な給付制 今後三年間、一%改定(4)の

給付抑制策の影響に関する試算

カップル・片方が就労・子供なし カップル・片方が就労・子供あり

カップル・無就労・子供なし

人親·無就労

一人親·就労

■週当たり平均収入の低下

資料出所: TUC ウェブサイト(http://www.tuc.org.uk/economy/tuc-21733-f0.cfm)

単身·無就労

£0.00

-£5.00

£10.00

-£15.00

£20.00

£25.00

-f30.00

£35.00

£40.00

£45.00

£50.00

単身·就労

カップル・無就労・子供あり

カップル・両方就労・子供なし カップル・両方就労・子供あり

単身•年金受給

複数家族が同居・子供あり 複数家族が同居・子供なし カップル・年金受給

0.0%

-2.0%

-4.0%

-6.0%

-8.0%

-10.0%

-12.0%

-14.0%

-16.0%

-18.0%

CPIによる改定があった場合 のうち対応する給付についても 予定のユニバーサル・クレジッ ている世帯の大半が影響を受け い者や年金受給者向けの給付 同様の扱いとなる。なお、障が 五年度までに三七億ポンドの予 ○%、何らかの公的給付を受け (5)、介護者手当は対象外とな に比べて平均で週三ポンドの給 (低所得層向け給付を統合) 政府によれば、全世帯の三 (所得の一%相当) 制度改正により、二〇一 となる

ンク 政府の影響評価によれば、最 タンクの Landman 影響を受ける世 今回の政 同様に

Economics ॐ′ になると推計している。 はこうした世帯が負担すること 三七億ポンドの予算削減の六割 体の六八%を就労世帯が占め、 府案により影響を受ける世帯全 tion Foundation は、 例えばシンクタンクの Resolu-低賃金の就労世帯とみられる 付の受給世帯が多い低所得層だ も大きな影響を被るのは公的給 していないものの、その多くは (7)。ただし、政府は明確に示

と述べている。 六○○○ポンド(9)に切り下げ 限度額を年四万ポンドから二万 削減策は不公正であると批判、 層が大半を負担する抑制案は五 年度までの累積は一一億ポンド ついて、より大幅に引き下げる 万ポンドから四万ポンドへ) に を求める」策として示した年金 と併せて「富裕層に応分の負担 政状況報告の中で、給付抑制案 ている。例えば労働党のミリバ 層に負担させるのか、と批判し につながり、 れば、三三億ポンドの歳出削減 にとどまるのに対して、低所得 げによる予算削減額の二○一五 よれば、四万ポンドへの引き下 積立の税控除限度額の改定(五 ンド議員は、政府が一二月の財 六億ポンドにのぼる。このため ことを提案している。同議員に 法案は不要になる

帯の三分の二が就労世帯である と試算している。

児童給付などで、一〇月に導入

親・父親向け)、

法定養子手当

算削減効果が見込まれている。

ンドの所得減(週当たり所得の 世帯では週当たり三〇~四五ポ を受けないのに対して、無就労 プルの就労世帯がほとんど影響 分析している(8)。これによれ 施された場合の影響についても 算の一○○億ポンドの削減が実 政府が目標として掲げる給付予 一二~一六%相当)となるとい なお Landman Economics は 年金受給世帯や単身・カッ

敗により拡大した赤字を低所得 野党は、政府の経済運営の失

■低下率

ドイツ

- 度に関するもの。庶民院図書館1 法案は、二〇一四・二〇一五1 複数年にわたる改定について予め 法案調査報告書によれば、 年見直しを行うことになっている 決定するには、法改正が必要とな 命令 (order) により実施が可能だが 給付額の改定は雇用年金相による るという(本来は雇用年金相が毎 単年の
- 2 二○一○年時点の社会的保護 ドの一割弱 税額控除)予算額一九四〇億ポン (Social protection—社会保障および
- 3 この一環として、二○一六年度 されていた。 会保障予算から削減する方針が示 までにさらに一○○億ポンドを社
- 5 準拠した改定となる。 一%を下回った場合は、CPIに なお、一五年度までにCPI
- に重度の健康上の問題を抱える層。 雇用・生活補助手当のうち、特 向けの付加部分など。
- 層の大半は、年金受給者と単身の お低所得層のうち影響を受けない する世帯では、二%の所得減。な れ二・二%、二・六%、二・二%。 上昇率(各九月時点)は、それぞ 所得階層別で下から一○%に属 二〇一二年以降三年間のCPI
- の依頼による。 イギリス労働組合会議 (TUC)

若年者だという。

9 与額にあたり、政府が四月から導 【参考資料】 入を予定している世帯当たりの給 付上限額でもある。 二万六〇〇〇ポンドは年平均給

国際研究部

者数は、年平均で約四八九万九

○○○人だった

UK Parliament, HM Treasury, Resolution

Foundation, IFS, TUC, The Guardian

各ウェブサイト

月から変更 求職者基礎保障や社会保 働社会省管轄の制度を 険などの主な改正点―労

る。 れた。以下、 年一月一日からいくつか変更さ 管轄する制度の内容が二〇一三 策、社会保険など労働社会省が 求職者基礎保障、 主なものを紹介す 労働市場政

き上げ 求職者基礎保障給付の引

上げられた(表)。 ユーロから三八二ユーロ 基礎保障給付が、従前の三七四 一人あたりの標準月額) ハルツ第四法に基づく求職者 に引き (成人

就労を促す目的で二〇〇五年に Ⅱ(1)」で、長期失業者や就業 資格者や低資格者である。なお どは長期失業者であり、その多 創設された。給付対象のほとん 能力のある生活保護受給者に、 付の中心となるのは「失業給付 GBⅡ)」で規定している。給 に基づき「社会法典第二編 の生活保障を目的としており、 長期失業者とそのパートナー等 くが職業教育を受けていない無 一○一○年の失業給付Ⅱの受給 「ハルツ第四法(Hartz IV)」 「求職者基礎保障制度」 は \widehat{S}

操業短縮手当の給付期間

表	
2013年1月1日~	
382ユーロ	
345ユーロ	
306ユーロ	
289ユーロ	
255ユーロ	
224ユーロ	

資料出所:連邦労働社会省(BMAS) 2012

加したが、二〇一〇年の景気回 者数は、二〇〇九年に大幅に増 この制度拡充の結果、操短労働 年末、および二〇一〇年五月に 年初夏には新たな措置の中で最 間を従来の六カ月から一八カ月 の世界的な経済危機に対応する 当自体は一九六九年に創設され 来の六カ月の給付期間に戻って 復とともに再び減少に転じ、 も拡充措置の延長がなされた。 大二四カ月に延長し、二〇〇九 に延長した。その後、二〇〇九 ため、時限的措置として給付期 たものだが、二〇〇八年秋以降 六七%)が補填される。操短手

保されることになる。

操業短縮手当は、操業短縮に

の請求権が発生する労働者に対 縮手当(Kurzarbeitergeld)へ

二カ月に延長された。これによ

給付期間が六カ月から一

使用者の計画の安定性が扣

三年一二月三一日までに操業短 beitergeld)」に基づき、二〇一 Bezugsdauer fur das Kurzarする命令 (Verordnung uber die

操業短縮手当の受給期間に関 二〇一二年一二月に発効した

部

の引き上げ ミニジョブの報酬上限額

3

の雇用維持を図る場合、

連邦雇

から操業時間を短縮して従業員

つである。企業が経済的要因等

その一部を補償する助成策の 伴う労働者の収入低下に対して

の免除も可能となる ミニジョブ就業者は、 的に社会保険負担が発生する られた。同時に、労働者に段階 の加入が義務付けられることに 口に引き上げられた。さらに、 ユーロから四五〇~八五〇ユー ロから四五○ユーロに引き上げ 酬上限が従前の月額四○○ユー なるが、申請によって加入義務 「ミディジョブ(累進ゾーン)」 月額報酬も四〇〇~八〇〇 ミニジョブ (僅少労働) 法定年金 の報

務がある子供を有する場合は 操業短縮に伴う賃金減少分の 用エージェンシーに申請すると (減少分の 六○%、扶養義 改革(2)」で、ミニジョブの報 四〇〇ユーロ以下の場合に、 ち、ミニジョブの専業従事者は ○○万人増加している。このう ○三年のハルツ改革以降、約二 年比較で一二万人増加し、二〇 ○一一年一二月時点でミニジョ 大し、最新の統計によると、二 以降、この雇用形態が急速に拡 実上廃止された。これにより、 週労働時間の制限(上限一五時 ○ユーロに引き上げた代わりに、 酬上限を三二五ユーロから四○ 律三○%の負担義務がある)。 険と年金保険、税金分として一 担分が免除される制度である 得税と社会保険料の労働者の負 ブ労働者は計七五○万人と、前 二〇〇三年の (使用者は免除されず、疾病保 を解除し、時給の下限が事 「ハルツ労働市場

ジョブ労働者が働いている。 ル清掃業などでも多数のミニ 保健・医療施設や福祉施設、 ブ労働者が多い産業は、主に小 あった。 また、現在ミニジョ ブに従事する者は二六○万人で 負担のない副業としてミニジョ 四九〇万人で、本業のほかに税 飲食店、宿泊業である。

ディジョブ者がミニジョブ者に の保護を失ってしまうので、 既存の就業関係については、ミ から四五〇ユーロの範囲にある る。報酬が四○○・○一ユーロ 年間の経過措置が設けられてい 含まれると疾病保険や失業保険 なお、今回の制度変更には二

従来のミニジョブとは、

月収

61 追加報酬の上限を守る必要はな 年:六五歳二カ月)は従来通り できる。通常老齢年金の支給年 額四五○ユーロに引き上げられ れを避けるため、 齢に達している者(二〇一三 を、年金の減額なく得ることが 額四五○ユーロまでの追加報酬 請求する者は、一月一日から月 の完全低下による年金を満額で る前に老齢年金を満額年金とし 通常老齢年金の支給年齢に達す る追加報酬の上限も変更される るのに伴い、法定年金法におけ て請求する者、または稼得能力 ミディジョブ者のままとされる 四年末まで従来法に基づき、 また、ミニジョブの上限が月 該当者は二〇

法定年金の保険料率ほか

については、従前の三・九%か 芸術家社会保険分担金の分担率 任意加入保険の最低保険料は、 となり、 従業員年金保険では二五・一% 月額八五・○五ユーロとなった。 ら四・一%へと引き上げられた。 般保険では一八・九%、鉱山 法定年金保険の保険料率は 法定年金保険における

年金支給開始年齢の引き

5

これに伴い、今年一月からは 歳に段階的な引き上げられる。 支給開始年齢が六五歳から六七 でに法定年金保険における年金 二〇一二年から二〇一九年ま

証明書も有効とされる。また、

生まれた者に対しては、はじめ 年ごとに二カ月ずつ段階的引き き上げられる。将来的には出生 まず一年ごとにさらに一カ月引 九四九年以降の出生年について 始年齢に達することになる。 五歳二カ月で法定の年金支給開 歳となる。 て法定年金支給開始年齢が六七 上げを行い、一九六四年以降に 九四八年生まれの被保険者は六 法定の年金支給開始年齢が

障がい者政策に関する変更

れなくなるが、引き続き旧式の 降には新しい証明書しか交付さ 時期は各州が独自に決定するが、 への注意事項には英語版も新た 遅くとも二〇一五年一月一日以 に含まれる。正確な切り替えの することができ、重度障がい者 しい証明書は、点字形式で識別 やすくなる。視覚障がい者の新 交付が可能になり、さらに使い 新しい重度障がい者証明書の 占めた。失業率は、移民が一六・

引き続き自己負担は免除される。引き続き自己負担は免除される。 これは一九八四年以エーロ)。 これは一九八四年以エーロ)。 これは一九八四年以エーロ)。 これは一九八四年以コーロ)。 これは一九八四年以コーロ)。 これは一九八四年以コーロー月一日から、公共旅客交通に一月一日から、公共旅客交通に

注

・ 社会法典第二編(SGBⅡ)で 規定される給付には、失業給付Ⅱ のほか、就業不能要扶助者に対す る社会給付(SG)がある。 コーハルツ労働市場改革とは、二〇 ○○年代前半に行われた就労促進 を目的とする規制緩和や失業給付 を目的とする規制緩和や失業給付 の見直しなどの一連の労働市場改 の見直しなどの一連の労働市場改

Presse- und Informationsamt der Bun desregierung (12. Oktober 2012)

Bundesagentur fur Arbeit (20.12.2012).

les Pressemitteilungen (18.12.2012).

(国際研究部)

フランス

同国の生産年齢人口の一〇%を 大口は四〇〇万人にのぼり、 正〇一一年のフランスの移と、二〇一一年のフランスの移と、二〇一一年のフランスの移と、二〇一一年のフランスの移と、二〇一年の一〇%を

中卒程度 高学歴化が進むが半数近くが

となっており二〇〇三年時の五 傾向にあり九・六%となった。 働力に占める移民の比率も上昇 だった。同年齢階層の移民の二 二〇〇三年時点では八・六% 率は上昇傾向にある。ちなみに の一○%に相当するが、この比 齡人口(一五歳以上六五歳未満) であった(2)。これは、生産年 のうち、四〇〇万人が移民(1) 以上六五歳未満の年齢階層人口 〇・七%より上昇した。 占める女性の比率は五三・一% 業者又は失業者(3)であった。 七〇万人が労働力、すなわち就 五歳以上六五歳未満の移民に 五歳以上六五歳未満人口の労 フランス本土における一五歳

移民の二九・五%と比べて依然る者の比率は二一・九%で、非以上)の学業修了証を持ってい

Bundesministerium fur Arbeit und Sozia

一五歳以上六五歳未満の移民の方が高く、逆に中間年齢層民の方が高く、逆に中間年齢層民の方が高く、逆に中間年齢層民の方が高く、逆に中間年齢層民の方が高く、逆に中間年齢層民の方が高く、逆に中間年齢層民の方が高く、逆に中間年齢層民の方が高く、逆に中間年齢層

る。移民のうち高等教育(大学 る。移民の一程度にとどまってい は四分の一程度にとどまってい は四分の一程度にとどまってい は四分の一程度にとどまってい は四分の一程度にとどまってい は四分の一程度にとどまってい な。移民のうち高等教育(大学 を業相当の学業修了証以下し か所持していないが、非移民で か所持していないが、非移民で ないが、非移民の半数近くは中 で発別にみると、移民、非移 にとも高学歴化が進んでいるも のの、移民には低学歴の者が比 をとも高学歴化が進んでいるも での、移民の半数近くは中 でを業相当の学業修了証以下し か所持していないが、非移民で は四分の一程度にとどまってい なった。

マグレブ三カ国から約三割

ロッコが一四・五%、アルジェ ルコは五・一%を占めている。 リカ諸国(5)は一四・四%、 地が多いサハラ砂漠以南のアフ の三カ国出身者が多い。旧植民 四%)、スペイン (同二・九%) 一二・八%)、イタリア(同三・ 中でもポルトガル(移民全体の についても三割を占めており、 占める。EU加盟国出身の移民 カ国だけで移民のおよそ三割を 民地の北アフリカのマグレブ三 が四・四%となっており、旧植 リアが一二・七%、チュニジア の出身国別の割合(4)は、 一五歳以上六五歳未満の移民

。 るインドシナ諸国が四○歳代半ばと ラオス、カンボジアの三カ国) ヨ身者は二・七%に過ぎない。 平均年齢についてはイタリア を超えており、ポルトガル、イ を超えており、ポルトガル、イ

諸国が一六年となっている。 年、サハラ砂漠以南のアフリカ 国が二〇年以上、トルコが二〇 六年、北アフリカのマグレブ諸 ロッパ諸国の移民は三〇年を超 代である。これはフランスへ移 のアフリカ諸国出身者は三〇歳 半で、トルコやサハラ砂漠以南 なっている。北アフリカのマグ ンドシナ諸国が四○歳代半ばと を超えており、ポルトガル、イ えており、インドシナ諸国が一 イタリア、ポルトガルのヨー 在住期間の平均は、スペイン、 となっている。実際、フランス 民した時期の違いが大きな要因 およびスペイン出身者が五○歳 レブ諸国出身者は、四○歳代前 平均年齢についてはイタリア



に過ぎない。 となっており、非移民の七〇・アの三ヵ国) 移民の労働力率は六七・五ヶ日(ベトナム、 い失業率 トルコ・アフリカ出身者は高

(三○歳以上五五歳未満) の比

移民女性の六七・〇%より低い 非移民男性の七四・六%より高 ○%に過ぎない。 して、トルコ出身女性では三一 七五・三%に達しているのに対 ルトガル出身女性の労働力率が 率によるものとされている。ポ 低い。この違いは女性の労働力 身者の労働力率は五七・八%と 高い水準にある。逆にトルコ出 のアフリカ諸国で七割を超えて ンドシナ諸国やサハラ砂漠以南 ガルの七八・八%を筆頭に、イ 出身国別の労働力率は、ポルト 性の労働力率が五八・○%で非 いのに対して、女性では移民女 男性の労働力率が七八・○%で 七%より低い。男女別では移民 となっており、非移民の七〇・ 移民の労働力率は六七・五%

移民の就業率は五六・六%で

九%に過ぎない。 業率が高いため就業率が四二・ 出身者は労働力率が低い上に失 特に、サハラ砂漠以南のアフリ 非移民の六四・七%より低い。 率の影響により就業率は五八・ 的高いにもかかわらず、高失業 カ諸国出身者の労働力率は比較 ○%にとどまっている。トルコ

出身者以外は非移民と比べて高 ペイン、ポルトガルの三カ国) る確率は、非移民の二倍を超え ヨーロッパ諸国(イタリア、ス フランス滞在期間などが同じ場 なわち、年齢、子供の数、 ブ三カ国の出身者の失業者とな い。特に、北アフリカのマグレ 他の条件を一定にすると、す 移民が失業者となる確率は、 学歴、

労働で比率高く 長期失業やパート労働、 有期

四八%となっている。特に、北 の比率は五二%となり、さらに アフリカのマグレブ諸国出身者 割合も移民で高い水準にある。 ○%であるのに対して、移民は 長期失業者の割合は非移民で四 女性に限れば、五八%に達する (非移民女性の長期失業者の比 失業者に占める長期失業者の

にみてもパートタイムで就業す ○・四%と比較的高い。男女別 であるのに対して、移民では二 比率(6)は、非移民で一七・四% パートタイムで就業する者の

> 出身者に関して、この比率が五 サハラ砂漠以南のアフリカ諸国 は四一%となっている。特に、 九%であるのに対して、移民で としている者は、非移民で「 理由として、「フルタイムでの と移民の方が高い。また、パー る者の比率は、非移民と比べる 仕事が見つからなかったため トタイムで就業している最大の **五%に達している。**

の比率が二一・○%に達してい のアフリカ諸国出身者では、こ 移民で一三・二%であるのに対 期雇用契約=CDD及び派遣) ている。特に、サハラ砂漠以南 して、移民では一六・二%となっ で就業している者の比率は、非

四%に過ぎない。 あるのに対して、移民では一○ の比率は非移民で二〇・六%で ちなみに就業者に占める公務員 働者によって占められている。 は除く)の一九・四%が移民労 労働者の二七・一%、ホテル・ では二八・六%、建設業の熟練 援の職では三四・七%、警備員 民であるが、家事代行・家事支 就業者全体では、八・六%が移 ホテル・レストラン業である。 援業や警備業、建設・土木業、 レストラン業の従業員(管理職 いる業種(7)は、家事代行・支 移民者が比較的多く就業して

合まで二○○九年から二○一一年出身国別の割合から長期失業者割 ブ三カ国以外のアフリカ諸国を指 の平均のデータ。 タまで二○一一年のデータ 層人口のデータから学歴別のデー ス国外で出生した者。 ここでは、北アフリカのマグレ 出生時に外国籍で、且つフラン ILOの定義による。 一五歳以上六五歳未満の年齢階 一五歳以上六五歳未満の移民の

さらに、有期の雇用契約(有

ている者の比率まで、二〇一一年 契約=CDD及び派遣)で就業し 率から有期の雇用契約(有期雇用

パートタイムで就業する者の比

以南のアフリカ諸国」と表記する。 harienne の訳語である「サハラ砂漠 しているが、原文の Afrique subsa-

二〇一一年の平均のデータ。 る業種のデータは二○○九年から 移民者が比較的多く就業してい

労働省発表資料 ≪2012-077 - Emploi 31 octobre 2012 et chômage des immigrés en 2011»

三年二月五日 -dares, 98/dares-analyses-dares -recherches-statistiques-de,76/etudes -presse,42/breves,2137/etudes http://travail-emploi.gouv.fr/actualite -chomage-des,15556.html -indicateurs,102/2012-077-emploi-et -et-recherches,77/publications (ホームページ最終閲覧日:二〇

(国際研究部)

労働契約法を改正

中国

年末、二〇〇八年に導入された 人民代表大会常務委員会は昨

その具体的な数値は今後決定さ 格化であり、これまでの曖昧で 改正のポイントは派遣労働の厳 での人数制限にも言及しており らに、派遣労働者の全労働者比 などが盛り込まれた。条文はさ 派遣元企業に対する罰則の強化 あった派遣可能業務の厳格化や た。今年七月より施行される。 「労働契約法」の改正を決定し

二〇〇八年の導入後、初の改正

化である。 働同一賃金の強化、派遣事業参 派遣可能業務の明確化、同一労 定した。主な改正点は四点で、 員会は二〇一二年一二月二八日 入の管理強化、そして罰則の強 「労働契約法」の一部修正を決 中国全国人民代表大会常務委

業務」とし、そして代替的につ 務のためにサービスを提供する 基準を変更した。臨時的は 務に限る」という曖昧であった れぞれ、より詳細な規定とした のため就労不可能な期間に、 いては「労働者が学習・休暇等 務」とし、補助的は「主要な業 続期間が六カ月を超えない業 は、 れまで「派遣労働が可能な業務 れを代替する業務」として、 (第六六条)。 派遣可能業務の明確化は、こ 臨時的・補助的・代替的業 そ

者は派遣先の労働者と同一の労 いては、これまでは「派遣労働 同一労働同一賃金の強化につ れる見通しだ。 働に対して同一の賃金の権利を 権利についての記載のみにとど 有する」という、派遣労働者の

同一賃金の順守を求めている 企業と派遣元企業にも同一労働 ればならない」として、派遣先 この規定に適合するものでなけ うものと同一の労働報酬の分配 働者に対して、同等の職務を行 を有する。派遣先企業はこの労 働者は派遣先の労働者と同一の めていたが、改正法は「派遣労 派遣先企業と締結する契約は、 者と締結する労働契約、および ない。派遣元企業が被派遣労働 労働に対して同一の賃金の権利 (賃金支給) をしなければなら

以下の罰金を科す」として罰金 て一人につき五千元以上一万元 ない場合は、派遣元企業に対し 命令する。期限を越えて是正し 派遣元企業に期限付きで是正を が定める規定に違反した場合、 いた。改正法では「労働契約法 に是正を命令する。程度が重大 定に違反した場合、派遣元企業 までは「労働契約法が定める規 の申請も必要とした(第五七条) 元に変更した。また、行政許可 ○万元としていたが、二○○万 いては、これまでは派遣事業を ○元以下の罰金を科す」として 人につき一〇〇〇元以上五〇〇 な場合は派遣元企業に対して一 行うための最低登録資本金を五 罰則の強化については、これ 派遣事業参入の管理強化につ

の額を引き上げた。(第九二条)。

国有企業の反対を押し切り改正

めに、派遣労働者への依存を高 その減少した人員を補填するた てより国有企業が強く反対して 遣労働者が全労働者の三分の二 めた。大手の国有企業では、派 有企業改革」の結果、大規模な いた。国有企業はかつての「国 を超えるケースもある。 人員の削減を余儀なくされた。 労働契約法の改正には、 かね

年には約二七〇〇万人にまで急 的資源社会保障部によれば、二 であったが、施行後の二〇〇九 派遣労働者数は約二〇〇〇万人 ずそれまで以上に増加した。 派遣労働者が国有、民間を問わ 者の保護強化の副作用として、 法が施行された後は、正規労働 ○○八年の労働契約法施行前の さらに二〇〇八年に労働契約

> 国有企業からの反対を押し切っ を呼んだ労働契約法の改正を られるという、社会の高い関心 上のパブリックコメントが寄せ 保障部は、改正案に五五万件以 約法」の改正のいずれにも反対 改革」の促進、そして「労働契 て実施した格好だ。 していた。しかし人的資源社会 企業経営を厳しくするとして 「工資条例」の導入、「収入分配 こうした状況下、国有企業は

> > 中国経営報、

北方新報、

西安晚報、

新華新聞、 人的資源社

対する支援を大幅に拡大する。

弱い立場の人々の雇用を持続

に削減する一方、事業開発費に 運営する。人件費支援を段階的 提供を行う公共調達センターを

【参考資料】

人数制限の割合は今後決定

定の比率を超えてはならない。 ならず、全労働者数に対して 働者の人数制限にも言及してい 六六条)。その具体的な数値は 政部門が規定する」とした(第 具体的な比率は国務院の労働行 の人数を厳格に管理しなければ る。「派遣先企業は派遣労働者 七月の施行までに決定する見通

条例」では、 職工権益保障 り組んでいる 既に地方政府 限については 重慶市が二〇 が先行して取 ○%を越えて 全労働者の三 派遣労働者は した「重慶市 一一年に施行

労働契約法の改正法は派遣労

働者の人数制 しだ。派遣労

> その中で重慶市と同様に、派遣 はならないとしている。また広 えてはならないとしている。 労働者は全労働者の三○%を越 理規定」の制定案を公開した。 東省は昨年「広東省労務派遣管

国際研究部

基本計画を策定―五年間社会的企業育成へ第二次 で三〇〇〇企業を創設

題を実行する計画である。 め、主要四分野で六一の政策課 年)を発表した。期間中に三〇 基本計画(二〇一三~二〇一七 社会的企業育成のための第二次 高め、その価値の普及をめざし、 ○○の社会的企業を創設するた 政府は二〇一二年一二月二四 社会的企業の持続可能性を

第一次基本計画の成果と第二 次基本計画の重点政策課題

社会統合と国民の生活の質の向 い雇用を創出することにより、 社会サービスを充実させ、新し 同法は、社会的企業を支援して が二〇〇六年一二月に制定され 上に寄与することを目的として 二〇〇七年七月に施行された。 韓国では、社会的企業育成法

いる。雇用労働部長官は、社会 こととされている。 基本計画を五年ごとに策定する 的企業を育成・支援するための

果普及、④民間企業と地域社会 ③社会的企業の役割の拡大と成 の持続可能性の強化、②オー どの様々な支援制度によっても 制支援、公共機関の優先調達な 府は、これらの量的拡大が、 年には七七四に増加し、社会的 ダーメイド型支援制度の確立、 件費支援、販路開拓、金融·税 たらされたと評価している。 企業の従業員数も二〇〇七年の 次基本計画(二〇〇八~二〇 一〇一七年)は、 一○○七年の五○から二○一二 一年)の結果、社会的企業数は 万八六八九人に増加した。 四〇三人から二〇一二年には 第二次基本計画 (二〇一三~

社会的企業の持続可能性の強化

要政策課題を掲げている。

るため、 開発や購入ポイント制度の導入 場開拓のため、オンライン、 公共調達に一兆ウォンを支出す し、最高融資額および融資期間 する社会的投資ファンドを設立 を検討する。社会的企業に投資 また、製品情報ウェブサイトの フラインの販路拡大を支援する を拡大する。社会的企業からの 政府は、社会的企業の製品市 公共機関ごとに目標調 オ

ことを検討する。公共調達に適 した製品開発、広報、マーケティ 達額や目標調達割合を導入する ングや販路に関する相談・情報

の協力関係強化、 社会的企業育成のための第 の四分野の主 ①社会的企業 政

励金を支給する。

業に対しては、人件費を賄う奨 の人々を雇用している社会的企 させるため、三年以上弱い立場

オーダーメイド型支援制度の

壮年期の人々の特性に合ったプ ログラムを運営する。 プログラム、ベビーブーマーや 社会的企業インターンシップ・ サービスを提供する。青年向け 組合が社会的企業に発展できる する支援組織を育成する。協同 ケティング、設計などを専門と るとともに、財政、販売、マー ルティング・サービスを提供す 構築)に応じた専門的なコンサ 階(起業、市場参入、成長、再 よう、研修やコンサルティング・ 政府は、 社会的企業の成長段

能性を高めるために、 業家フェローシップ・プロジェ 事業モデルを推進する社会的企 スを通じて社会的企業の持続可 クトを実施する。継続的サービ 指導者コースを開設し、革新的 フラ施設を利用して社会的企業 大学や大学院の質の高いイン 社会的

業の状況を調査する。

社会的企業の役割の拡大と成

政府は、

地方政府と協力して

の分野では財政、マーケティン ビス、社会的企業に対する支援 的技能訓練を含む総合雇用サー 認証要件をより具体的に作成す う社会的企業の育成をめざして グ、広報、流通などの支援を行 は就業経験および職業的・社会 発展させるため、社会的企業の 業の役割を拡大する対策を講じ を拡大する観点から、 政府は、社会サービスの範囲 例えば、 様々な種類の社会的企業を 雇用支援の分野で 社会的企

を行う また、全国民に社会的企業の意 めの事業開示制度を拡大する。 企業に説明責任を果たさせるた を普及させるとともに、 義と価値を普及させる取り組み 政府は、好事例や成功モデル 社会的

世界の失業者数が初の一

界の雇用情勢二〇一三 億人台へ― ILO「世

民間企業と地域社会の協力関

的企業キャンペーン」を実施す ログラムを拡大する。 年期の失業者が社会的企業で就 る。また、引退した専門職や壮 業できるよう、 とを奨励する「一企業、一社会 広報に関する支援を提供するこ ハウを社会的企業に移転し、資 政府は、民間企業が事業ノウ 販路、 コンサルティングや 社会貢献就業プ 対象は、

している。

性である 少なくとも三年の就業経験を持 およびキャリアブレイク中の女 つ五○歳以上の引退した専門職

加し、その後二〇一一年まで

旦は緩やかに減少したが、二〇

一三年に再び増加する見通しで

年の世界金融危機後、

世界の失業者数は、

二〇〇八 急激に増

する。 創造する地域社会の創設を促進 ことにより、仕事やサービスを る社会的企業の設立を支援する 労働者と消費者が地域住民とし を行うプロジェクトを実施する 展示・販売し、 地域社会が社会的企業の製品を て参加する地域社会を基盤とす 教育・広報活動

> アメリカなど先進国の情勢悪化 は、二〇一二年の欧州、日本、 ある。この要因についてILO

雇用労働部Web情報 参考資料

(国際研究部

いる。

高止まる可能性がある、 降も失業者は増加すると予想し のは初めてだ(図)。一四年以 達する見込み。二億人台に乗る 界の失業者数は、 月二日、 ており、一七年には二億一○六 た。それによると、一三年の世 雇用情勢二〇一三年」を発表し ○万人に達し、失業率も六%に ○万人増え、二億二○○万人に 国際労働機関(ILO)は 年次報告書 |世界の 前年より五一 と指摘

> 向にあり、 が金融市場や輸出入等を通じて その割合が高いことを指摘して **五%からその割合は増加してい** は求職者の三三・六%が一年以 らく続くと見込んでいる。 しており、この傾向は今後しば 世界各地に波及したためと分析 上失業しており、危機前の二八・ また、失業者は長期化する傾 特に日本では三九・四%と 先進国・欧州諸国で

いる。 て 一 〇 五〇万人が増加すると予測して 世界で約七三八〇万人(失業率 のは一五歳~二四歳の若年者で 業中で、 一二・六%、二〇一二年)が失 なお、 一四年までにはさらに約 今般の景気減速によっ 特に雇用情勢が深刻な

務への政策を小出しに実施する て、 必要があれば公共投資を通じた がある、としている。このほか、 きる出口戦略を早急に取る必要 響を受けた国々に対して信用で を打ち出し、特に債務危機の影 のではなく、予測可能な一貫し た包括的投資促進・雇用創出策 I L O は、 断片的な金融部門や政府債 特に先進国に対し

> どが重要だとして、 り組みを求めている。 無職の若者への就業促進政策な 業構造変化に対応した訓練政策 経済政策の実施、長期失業や産 総需要調整を図るようなマクロ への取り組み、若年雇用、

各国への取 特に

【参考資料

ILOプレスリリース (一月二三日付 jobs dip」(「世界の雇用情勢二○一三 英語版)、「Global Employment Trends 英語版)、 2012: — Recovering from a second リリース (一月二三日付) ―二度目の雇用危機からの回復、 ILO駐日事務所プレス

(国際研究部

世界の雇用情勢の推移と予測(2002年-2017年)



資料出所: ILO, Trends Econometric Models, October 2012.